

福岡県農村滞在型余暇活動に資する

ための機能の整備に関する基本方針

平成 8 年 6 月

福 岡 県

福岡県農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する基本方針

平成8年6月
福岡県

第1 基本的な考え方

近年、労働時間の短縮、週休2日制の普及等による余暇活動の増大を背景にした余暇活動の増大や心の豊かさ重視への国民の価値観の変化等に伴い、自然が豊かな農山漁村や農林漁業への関心が高まっている中、特に都市住民を中心に、余暇を利用して農山漁村に滞在し、農作業、森林施業、漁ろう等地域の農林漁業や自然などを体験しこれに親しもうとする動きがみられる。

このような農産漁村での滞在型の余暇活動は、ゆとりある国民生活を実現する上で極めて重要な要素であるとともに、それを受け入れる農山漁村においては、都市住民との交流の活発化や農林水産物の販路拡大などの経済的な効果等により、地域の活性化の有力な手段となり得るものである。

本県は、水稻をはじめ野菜、果樹、畜産等多様な農業が展開されているとともに、林業、漁業が盛んであり、美しい森林、海辺、河川等が豊かな自然を形成している。

また、歴史的にも貴重な遺産が各地に存在し、伝統芸能・工芸・まつり等も豊かである。

これら農林漁業や貴重な地域資源等を活かしつつ、国民の多様なニーズに応え、地域の活性化のより一層の進展を図るために、創意工夫を活かし、農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備の促進を図るとともに、これと併せて、山村・漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備の促進を図るため基本方針を定めるものとする。

第2 農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する事項

1 農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する基本的な事項

(1) 農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備のあり方

農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に当たっては、都市住民等が農業に対する理解を深めるための多様な余暇活動の提供が可能となること

もに農業・農村の活性化に資する、次のような性格及び機能を有する地域の整備をめざすものとする。

- ア 自然環境の保全や秩序ある土地利用に対する配慮がなされるとともに、農用地その他の農業資源と周囲の環境が一体となった、農村滞在型余暇活動を行うのにふさわしい良好な農村景観が形成される。
- イ 農業・農村に関する体験施設、宿泊施設等が総合的一体的に整備される。
- ウ 地域の農業者による農業体験の指導等質の高いサービスの提供が行われるほか、地域農業生産活動や自然、地域で伝承されている食・工芸・芸能等の地域資源を活かし、独自性に満ちた多様な余暇活動の提供がなされる。
- エ 農村滞在型余暇活動の機能の整備が農業や関連産業の振興に寄与し、就業機会の確保、農業所得の向上など、地域の活性化が図られる。

(2) 農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備の進め方

農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備は、次の事項に留意しつつ、計画的・一体的な整備に努めるものとする。

- ア 地域資源及び農業者等地域住民の主体性と創意工夫を最大限に活用する。
- イ 農産物の販売促進、農産物加工品の開発・生産等、地域農業及び関連産業等の振興に努める。
- ウ 施設等の利用者の安全の確保や農業に対する理解の促進、農作業体験施設等効率的な運営を図るため、農作業体験等の指導、施設の管理運営等を行う人材の育成に努めるとともに、女性・高齢者の活用に配慮する。
- エ 農村滞在型余暇活動にふさわしい景観形成や優良農地の維持・保全を図るため、土地利用関係法令の適切な運用等に努め、地域の農業者等と調整の上、秩序ある土地利用の推進に努める。
- オ 自然環境の保全、農業の健全な発展、居住機能との調和等に配慮する。
- カ 次項に定める整備地区における農業者や農作業体験施設等の管理運営者等の組織化を図り、地区の主体的な取組みを進めるとともに、農業団体、市町村等関係者の連携を保ち、農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備の効果的な実施に努める。

2 農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備を促進するために必要な措置を講ずべき地区の設定に関する事項

農村滞在型余暇活動の資するための機能の整備を促進するために必要な措置を講すべき地区（以下「整備地区」という。）の設定は、次の条件を満たす地域について設定するものとする。

- (1) 農用地等が整備地区内の土地の相当部分を占め、かつ、耕作放棄や荒らし作り等がなく適正に管理され有効に利用されていること。
 - (2) 自然環境の保全等に配慮がなされ、農地等の農業生産が行われている場とその周囲の環境とが相まって良好な農村の景観が形成されていること。
 - (3) 資源が豊かであり、整備をすることにより十分な機能の発揮が見込まれ、地域の所得、就業機会の確保の観点から農村滞在型余暇活動への取組みに対する地域的な意識が高いこと。また、伝統文化が豊かであり、農村滞在型余暇活動において役割を発揮できる者がいること。
 - (4) 当該地区が農業振興地域の整備に関する法律第6条第1項の規定により指定された農業振興地域内にあること。
- なお、整備地区の設定に当たっては、次の諸点に留意するものとする。

- ア 農業者等の合意形成が図られており、農業者等の主体的かつ一体的な取組みの下に、農村滞在型余暇活動に資するための整備が促進されると認められる地区であること。
- イ 農業生産活動及び伝統文化の伝承等の地域社会活動が活発に行われ、余暇活動に資するための機能を整備することにより、地域の特性を生かした多様な農村滞在型余暇活動の提供が行われると認められる地区であること。
- ウ 市町村内において複数の整備地区を設定する場合は、各整備地区にそれぞれ特色ある余暇活動の機能の整備が行われ、それらの地区が有機的な連携の下に、成果の確保が図られるものであること。

3 整備地区における農用地その他の農業資源の保健機能増進のための農用地等その他の土地利用に関する事項

(1) 整備地区における土地利用の基本的な方針

整備地区における農用地その他の農業資源の有する多面的な機能の十分な発揮を図るとともに、農用地その他の農業資源、森林、水辺地等について、地域の固有の農村環境に配慮しつつ良好な農村景観の確保を図ることにより、農村滞在型余暇活動に資するための農業資源の保健機能を増進することを旨とする。

(2) 土地利用の方針

整備地区における農用地その他の農業資源の保健機能の増進を図るため、良好な農村景観の保全に関する措置、農作業体験等の場を設定するための農用地等の保全・利用に関する措置を講じるとともに、土地利用に関する協定等を活用するものとする。

4 整備地区における農作業体験施設等の整備に関する事項

農作業体験施設等の整備に当たっては、次の諸点に留意して行うものとする。

(1) 農業者等が自らの創意と工夫をもって、地域の特性や自然条件等を活かした特色ある魅力的な施設等の整備に努める。

(2) 都市住民等が滞在しつつ、農業の体験その他の農業及び農村地域社会に対する理解を深めるための活動ができるよう、多様な内容と形態を有する施設等の整備に努める。

(3) 地域住民の意向が十分反映されるよう努め、女性・高齢者の能力の発揮の場の確保に配慮する。

(4) 四季を通じて効率的な利用が図られるよう機能・内容等について十分検討する。

(5) 既存の施設等との調和を図るとともにその積極的活用を図る。

また、各施設等は総合的・計画的に配置し、相互に有機的な連携が保てるものとする。なお、施設の整備に当たっては、類似の施設等との重複がないよう特に留意するものとする。

(6) 地域の自然環境の保全や農業生産活動との調和、良好な景観や生活環境等の保持・形成、水質の保全、秩序ある土地利用にも十分配慮する。

5 その他農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関し必要な事項

(1) 農業振興地域整備計画その他の農業の振興又は農村の整備に関する計画との調和を図るものとする。

(2) 農作業体験施設等の効率的かつ効果的な運営及び地域農産物の販売促進を図るためサービス水準の統一・向上や加工体験施設、レストラン、宿泊施設等で利用する原材料・食材への地域農産物の活用・安定供給等についての協定づくりなど地区の関係者の連携による取組を推進する。

第3 山村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する事項

1 山村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する基本的な事項

(1) 山村滞在型余暇活動に資するための機能の整備のあり方

山村滞在型余暇活動に資するための機能の整備のあり方については、第2の1の(1)と同様であるが、そのほか、特に次の事項に留意するものとする。

ア 都市住民等に森林、林業に関する理解を深めてもらうための多様な余暇活動が提供できるよう山村滞在型余暇活動を行うのにふさわしい良好な山村景観が形成される。

イ 都市住民等の余暇活動と地域の森林の保全・整備及び林業生産活動と地域社会活動とが調和して共存できるように努める。

ウ 山村滞在型余暇活動の機能の整備が農林業や関連産業の振興に寄与し、就業機会の確保や農林業所得の向上などによる地域の活性化が図られ、人口の流出にも歯止めがかかる。

(2) 山村滞在型余暇活動に資するための機能の整備の進め方

山村滞在型余暇活動に資するための機能の整備の進め方については、第2の1の(2)と同様であるが、その他整備を進めるに当たって、特に、

ア 山村滞在型余暇活動のための機能の整備が、地域の林業生産との有機的な結びつきのもとに木材・特用林産物の販売促進等地域林業の振興に寄与するとともに、森林整備に対する積極的な協力・参加を促進するものとなるよう配慮する。

イ 地域の森林所有者・森林組合等の意向を勘案して、森林の保健機能の増進に関する特別措置法に基づき、森林の施業と森林保険施設の整備を計画的かつ一体的に図るなど森林の多面的な機能の高度発揮に努める。

ウ 森林インストラクター等、森林の案内や林業体験・野外活動の指導を行う人材活用とその育成に努める。

エ 森林施業等の体験については、区域の選定に当たって地質・地形・気象・植生を勘案するほか、区域を明示する、作業内容や手順について適切に指導する等、安全で快適なものとなるよう配慮する。

2 その他山村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関し必要な事項

(1) 山村滞在型余暇活動のために利用されることを目的とする施設等の整備に関する事項

山村滞在型余暇活動のために利用されることを目的とする施設等の整備に当たっては、第2の4と同様の考え方に基づき行うものとするが、そのほか、森林法等関係法令と適正な調整を行うものとする。

(2) その他山村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する必要な措置に関する事項

山村滞在型余暇活動に資するための機能の整備については、第2の5と同様の事項につき、地域森林計画、市町村森林整備計画その他林業の振興又は山村の整備に関する計画との調和を図るとともに、国土保全の観点から荒廃した棚田を有効利用する、アクセスを容易にするなど山村の現状を考慮した措置を講ずるものとする。

その上で、山村滞在型余暇活動の効果的な増進を図るため、森林の生物資源の保全（森林の生態系の保護）、その他周辺環境の整備等にも努めるものとする。

第4 漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する事項

1 漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する基本的な事項

(1) 漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備のあり方

漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備のあり方については、第2の1の(1)と同様であるが、そのほか、特に次の事項に留意するものとする。

ア 都市住民等に漁業の体験その他漁業に対する理解を深めるための多様な余暇活動の提供が可能となるよう、良好な自然環境を有する漁場及び漁村滞在型余暇活動を行うのにふさわしい良好な漁村景観が形成される。

イ 漁ろうの体験等について、地域漁業者等により安全に対する配慮がなされた質の高いサービスの提供が行われる。

ウ 機能の整備が、漁業や関連産業の振興に寄与し、漁業所得の向上や就業機会の確保など、地域の活性化が図られる。

(2) 漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備の進め方

漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備の進め方については、第2の2と同様であるが、そのほか整備を進めるに当たって、特に、次の事項に

留意するものとする。

- ア 漁村滞在型余暇活動のための機能の整備が地域の漁業生産との有機的な結びつきのもとに水産物の販売促進等地域漁業の振興に寄与するよう配慮する。
- イ 漁場の適正、円滑な利用を図る等地域の漁業者と調整の上、優良漁場環境の維持・保全に努めつつ関係法令の適切な運用等により、地域の漁業生産活動との調和ある共存に配慮した整備推進に努める。
- ウ 漁ろうの体験等における利用者の安全の確保や漁業に対する理解の促進を図るため、体験等の指導を行う人材の育成に努める。

2 その他漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関し必要な事項

(1) 漁村滞在型余暇活動のために利用されることを目的とする施設の整備に関する事項

漁村滞在型余暇活動のために利用されることを目的とする施設の整備に当たっては、第2の4と同様の考え方に基づき行うものとするが、そのほか、漁業法等関係法令と適正な調整を行うものとする。

(2) その他漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関し必要な措置に関する事項

その他漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備については、第2の5と同様の事項につき、漁村の現状を考慮し、必要な措置を講ずるほか、漁村滞在型余暇活動を効果的に実施するため漁港整備計画その他漁業の振興又は漁村の整備に関する計画との調和を図りつつ、関係海面の生物資源の保全、その他周辺環境の整備等に努める。

第5 その他

1 交流人口の安定確保

農山漁村滞在型余暇活動機能の整備の成果を確保するため、施設等の運営や誘客に工夫を凝らすとともに、他の自治体、企業、団体等との連携交流や都市住民等への積極的PR活動等により年間を通じた交流人口の確保に努めるものとする。

2 総合的な交流活動の推進

(1) 総合的な交流をも推進する観点から、PRパンフレット、地区・施設の案内板等の表示方法や人材の養成等に配慮するものとする。

(2) 他の市町村と連携して都市側への情報提供、誘客等を行うなど各市町村間の連携による効果的な取組みを行うものとする。

3 支援体制の整備

滞在型余暇活動に資するための機能の整備に取り組む市町村は、関係機関及び農林漁業団体、観光団体等から構成する支援組織を設置し、農林漁業者等に対して指導・助言等を行うなど、農山漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備の適正かつ円滑な推進に努めるものとする。